

## 【重要論点 民法（物権）】（月曜日 7 時限）

星野 豊

### 講義のねらい

民法のうち、債権（なお、担保物権についても扱うことを予定している）の分野における「重要論点」とされるものを解説する。

債権は全体として取り扱う範囲が広範であり、特に債権総論部分については、やや抽象度が高い議論が行われる分野であるため、できる限り具体的な事例を基に解説することを心がけるが、概念の定義や制度趣旨について確実に理解し、条文を正確に確認することを勧める。

### 講義の内容・スケジュール

前期において債権総論を扱い、後期において債権各論について扱う。

基本的な予定は次のとおりであるが、取り扱う論点について詳細に説明する必要性が生ずることによって、臨時に変更ないし順延することもありうる。

なお、授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用して行うこととするが、個別の事情あるいは全体的な状況により、変更することがありうる。また、授業中に意見や解釈を求めることがあるため、積極的に参加されたい。

#### 《前期》

- ① 債権の概念 ② 債権の目的・種類、利息制限法制 ③ 履行強制 ④ 債務不履行
- ⑤ 弁済・代物弁済 ⑥ 供託・相殺・更改・免除・混同 ⑦ 債権者代位権
- ⑧ 債権者取消権 ⑨ 分割債務、不可分債務、連帯債務 ⑩ 保証債務
- ⑪ 債権譲渡・債務引受 ⑫⑬ （予備日）

#### 《後期》

- ① 契約の概念 ② 契約の締結・効力・解除 ③ 贈与・売買・交換
- ④ 消費貸借・賃貸借・使用貸借 ⑤ 雇用・請負・委任・寄託
- ⑥ 組合・終身定期金・和解、無名契約 ⑦ 事務管理・不当利得 ⑧ 不法行為の概念
- ⑨ 不法行為の要件効果 ⑩ 監督者・使用者・注文主・工作物・動物占有者
- ⑪ 共同不法行為・その他の法律上の責任 ⑫ （予備日）

### 教科書等

各自が気の合う教科書を用いれば足りるので、特定の教科書を指定することはない。但し、せっかく買った本はきちんと読むことを強く勧める。

六法は、携帯していれば便利なが多いが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。